

**平成二十六年政令第百七十八号**

国家戦略特別区域を定める政令

内閣は、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国家戦略特別区域法第二条第一項の政令で定める区域は、次に掲げる区域とする。

- |                                |                                    |
|--------------------------------|------------------------------------|
| 一<br>北海道の区域                    | 二<br>宮城県及び熊本県の区域                   |
| 二<br>宮城県仙台市の区域                 | 三<br>秋田県仙北市の区域                     |
| 三<br>茨城県及び長崎県の区域               | 四<br>福島県                           |
| 四<br>茨城県つくば市の区域                | 五<br>新潟県新潟市の区域                     |
| 五<br>愛知県の区域                    | 六<br>石川県加賀市、長野県茅野市及び岡山県加賀郡吉備中央町の区域 |
| 六<br>千葉県千葉市及び成田市、東京都並びに神奈川県の区域 | 七<br>石川県加賀市、長野県茅野市及び岡山県加賀郡吉備中央町の区域 |
| 七<br>京都府、大阪府及び兵庫県の区域           | 八<br>愛知県の区域                        |
| 八<br>大阪府大阪市の区域                 | 九<br>石川県加賀市、長野県茅野市及び岡山県加賀郡吉備中央町の区域 |
| 九<br>兵庫県養父市の区域                 | 十<br>千葉県千葉市及び成田市、東京都並びに神奈川県の区域     |
| 十<br>広島県及び愛媛県今治市の区域            | 十一<br>京都府、大阪府及び兵庫県の区域              |
| 十一<br>福岡県北九州市及び福岡市の区域          | 十二<br>大阪府大阪市の区域                    |
| 十二<br>沖縄県の区域                   | 十三<br>兵庫県養父市の区域                    |
| 十三<br>福岡県北九州市及び福岡市の区域          | 十四<br>広島県及び愛媛県今治市の区域               |
| 十四<br>沖縄県の区域                   | 十五<br>福岡県北九州市及び福岡市の区域              |
| 十五<br>沖縄県の区域                   | 十六<br>沖縄県の区域                       |

**附 則**

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則（平成二七年八月二八日政令第三〇四号）**

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則（平成二八年一月二九日政令第二九号）**

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則（令和四年四月一五日政令第一七五号）**

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則（令和六年六月一六日政令第一二一四号）**

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。